

南城市移動脱水車購入業務
プロポーザル実施要領

本要領は、「南城市移動脱水車購入業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

1. 実施目的

南城市上下水道部では、知念西部地区および知念西部第2地区の農業集落排水処理施設における濃縮汚泥を脱水して農地へと還元利用させるため、移動脱水車を新規で購入する。

移動脱水車の購入にあたっては、導入コストのみでなく、維持管理にかかるランニングコスト、操作性、保守点検性、修繕等に要する日数等を総合的に判断する必要があることから、公募型プロポーザルにより提案内容の精査を行い、最も優れた移動脱水車を製造できる業者の選定を行いたい。

2. 業務概要

(1) 業務名 南城市移動脱水車購入業務

(2) 業務内容 移動脱水車 1台の新規納入

※仕様については別紙「南城市移動脱水車要求水準書」（以下「要求水準書」という。）のとおり。

(3) 納入期限 令和2年3月10日（火）

(4) 納入場所

沖縄県南城市佐敷字新里1870番地（但し、発注者から要求があった場合は、農排玉城第五地区汚水処理場（南城市玉城字愛地783番地）への納入を行うこと。）

(5) 提案上限額 98,000,000円（税抜き）

※提案内容にかかわらず、この上限額を超える提案は受け付けない。また、この金額は契約金額を示すものではない。

3. 受託者選定までのスケジュール

	項目	日程
1	募集内容等の公開・掲示	令和元年 7月17日（水）から 令和元年 7月31日（水）まで
2	募集内容等に関する質問受付期限	令和元年 7月24日（水）午後3時まで
3	汚泥サンプル採取対応日 ※提案する上で汚泥サンプルが必要な場合	令和元年 7月25日（木）
4	募集内容等に関する質問回答	令和元年 7月29日（月）
5	プロポーザル参加表明受付期限	令和元年 7月31日（水）午後5時まで
6	企画提案書提出受付期限	令和元年 8月 5日（月）午後5時まで
7	選定委員会（提出書類による1次審査） ※企画提案書提出が5者以上の場合に実施。	令和元年 8月 9日（金）
8	選定委員会（プレゼンテーション審査）	令和元年 8月15日（木）
9	審査結果の通知	選定後1週間以内に文書にて通知

※汚泥サンプルの採取を行いたい場合は、令和元年7月22日（月）午後3時までに電子メールにて事務局へ連絡すること。その後事務局より電子メールにて採取時間を通知する。

4. 参加資格要件

本公募型プロポーザルへの参加資格は、業務実施に必要な能力を有する者で、次に掲げる全ての要件を満たす者を対象とする。

- (1) 沖縄県内に本社、支社または営業所もしくは事務所を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 業者選定前6月以内に手形または小切手の不渡りがないこと及び手形交換所による取引停止処分を受けた者にあつては、当該処分から2年経過していること。
- (4) 公告の日から過去3か年以内に南城市から契約解除をされていないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税並びに本市と直接取引をする本店または支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続を開始決定がなされていること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。
- (10) 南城市建設工事に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成18年告示第59号）の規定による指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (11) 本業務遂行にあたって打合せ等に常時参加できる体制を取れる者であること。
- (12) 本業務遂行にあたって、自らが脱水機あるいは移動脱水車の製造者である場合を除き、下記ア～オの業者等との連携態様を説明する資料に必要な代理店契約、販売店契約等の書類または取引状況を証明する書類が提出できること。
 - ア 脱水機製造業者
 - イ 脱水車製造業者
 - ウ 脱水機の保守点検業者
 - エ 制御盤の製造業者
 - オ 制御盤の保守点検業者
- (13) 納入する車両及び脱水機並びに主要機器は国内のメーカーで製造された製品を取り扱う者であること。

5. 提案参加申込手続き

(1) 提出書類

企画提案に参加する事業者は、次に掲げる①～⑥の書類（順に綴込）を下記期限までに提出すること。

- ① プロポーザル参加表明書（様式1）
- ② 提案者概要説明書（様式2）
- ③ 移動脱水車または移動脱水車製作に使用する脱水機本体の納入実績（様式3）
- ④ 本業務に係る連携体制（様式4）

- ⑤ 南城市移動脱水車購入業務に係る企画提案参加に関する誓約書（様式5）
- ⑥ 定款の写し（任意様式）

(2) 提出部数

10部（正本1部、副本9部）

(3) 提出期限

令和元年7月31日（水）午後5時まで（必着）

(4) 提出先

南城市上下水道部 下水道課

(5) 提出方法

持参または郵送によるものとし、持参の場合は、午前9時から午後5時までに提出すること。郵送の場合は、提出期限日の午後5時までに必着とする。なお、不慮の事故等による紛失または遅延等については一切考慮せず、不参加とみなすものとする。

6. 企画提案書の作成および提出要領

(1) 提出が必要な書類について

企画提案にあたっては、以下の（ア）～（エ）の書類を提出すること。それにあたっては、（ア）～（ウ）については順番に綴じ、（エ）の見積書については別で綴じること。

提出書類	様式、作成上の注意点等
（ア）提案書表紙	A4判で作成すること。
（イ）企画提案書	A4判40ページ以内で作成すること。様式は自由。やむを得ずA3判を使用する場合は、横折込みとすること。ただし、A3判1枚につきA4判2ページと換算すること。
（ウ）実施スケジュール	A4判2ページ以内またはA3判1ページ以内で作成すること。A3判を使用する場合は、横折込みとすること。様式は自由だが納入までの各工程を具体的かつ詳細に記載すること。
（エ）見積書	本業務の範囲内の費用を見積もること。A4判であれば自社様式で可。ただし、以下の点に留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・提案上限額を超えてはならない。 ・項目ごとの内訳および単価、数量等を記載する。 ・宛名は南城市長宛とする。 ・値引き等の記載は行わない。 ・見積額が契約額とはならない。

(2) 企画提案書作成に係る留意事項

- ①提案内容は、別紙「要求水準書」の「12. 提案内容」に基づいて作成し、その内容の実施にあたっての取組み、手法、体制等について提案すること。
- ②記載内容については、明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対して配慮を払うこと。
- ③専門用語、略語に関しては、初出の箇所にて定義または説明を記述すること。
- ④ページ番号を記載すること。
- ⑤フォントの種類は制限しないが、サイズは10ポイント以上で作成すること。
- ⑥別紙「要求水準書」の仕様要件以外にも有益な提案があれば記載すること。

(3) 提出部数

10部（正本は1部、副本9部）

(4) 提出期限

令和元年8月5日（月）午後5時必着

(5) 提出先

南城市上下水道部 下水道課

(6) 提出方法

持参または郵送によるものとし、持参の場合は午前9時から午後5時までに提出すること。郵送の場合は提出期限日の午後5時までに必着のこと。

なお、不慮の事故等による紛失または遅延等については一切考慮せず、不参加とみなす。この場合、「参加辞退届」（様式7）を1週間以内に提出すること。

7. 質問および回答

提案に関する質問は、「質疑事項」（様式6）により、事務局担当者へ電子メールにて、下記の点に留意し提出すること。

- (1) 電子メール以外での質疑は受け付ない。
- (2) 質疑の提出締め切りは令和元年7月24日（火）午後3時までとする。
- (3) 質疑に対する回答は、参加提案申込書を提出した全参加業者に対し電子メールにて回答を行う。

8. 審査選定方法

(1) 基本的な方針

本業務の受託者の審査選定にあたっては、南城市プロポーザル方式実施要綱第4条の規定に基づき、南城市移動脱水車購入業務選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会において、提案内容を公正かつ厳正に審査し、最も優れた提案を行ったものを受注候補者として選定する。また次点受注候補者も併せて選定する。

(2) 審査方法

①事務局による書類審査

参加資格要件、提出書類等の不備、上限額内の提案であるか等の基本的事項および導入実績や実施体制について確認する。（参加資格要件等の確認結果については、提案書提出期限までに電子メールにて通知する。）

②選定委員会による審査

参加書類、提案書およびプレゼンテーションの内容について、選定委員が審査項目ごとに企画提案内容の採点を行い、各選定委員の評価点の合計を選定委員会の評価とする。（※審査項目および配点等の詳細については、別紙「南城市移動脱水車購入業務業者選定に係る提案評価審査基準」参照。）

ただし、提案書類提出が5者以上の場合は、提案書類等による1次審査を選定委員会にて実施し、1次審査の通過者のみプレゼンテーションにより評価するものとする。

③受注候補者の決定

①の審査を通過し、②の評価点を最も高く獲得した者を受注候補者とし、次点の者を次点受注候補者とする。但し、最も高い点を獲得した者が2者以上ある場合は、選定委員会にて審査し、順位を決定する。

(3) プレゼンテーションについて

①プレゼンテーションの実施要領

(ア) 1事業者30分の持ち時間〔提案内容説明20分、質疑10分〕とする。ただし、提案者の数によって変動することがある。（詳細な時間は別途通知）

(イ) プレゼンテーションは、提案書等の内容について行うこと。提案書等以外の内容は評価の対象としない。

(ウ) プレゼンテーション当日は、実際に業務に携わる責任者が必ず出席すること。

②プレゼンテーション実施予定日

・日 時 : 令和元年8月15日(木) ※時間はメールにて別途通知する。

・場 所 : 南城市役所庁舎2階 会議室215

③使用機材等について（※事前に動作確認したい場合は連絡すること。）

プレゼンテーションの実施にあたり使用する機材等は全て提案者が用意すること。但し、プロジェクター、電源コードリールは、市で用意する物の使用を認める。

9. 審査結果の通知等

(1) 審査結果の通知

①選定委員の審査後、全参加者に対し1週間以内に文書にて通知する。ただし、審査結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

②受注候補者に選定された者は、速やかに本市と契約交渉にあたること。

③選定されなかった参加者は、選定委員会に対して、書面によりその理由について説明を求めることができる。上記書面は、①による通知を受領した日の翌日から起算して15日以内に提出しなければならないものとする。なお、回答は書面により行う。

(2) 契約交渉

受注候補者である旨の通知を受領した者は、仕様・価格等について本市と協議の上、速やかに本市と契約手続きし、受託者となること。受注候補者との協議が整わない場合は、次点受注候補者と交渉を行うものとする。

10. 参加の辞退

やむを得ず参加を辞退する場合、または、提案書を提出しなかった場合は、「参加辞退届」(様式7)を提出すること。提出にあたっては次の点に留意すること。

(1) 持参または郵送によるものとし、プレゼンテーション前日までに提出すること。

(2) 持参は午前9時から午後5時まで、郵送の場合は午後5時までに必着とする。

11. 失格要件

次に掲げる項目に該当する者は、失格とする。

(1) プロポーザルへの参加資格要件を満たしていない場合、または満たすことができなくなった場合。

(2) 虚偽の内容が記載されている場合。

(3) 定められた提出方法、提出期限に適合しないもの。

(4) 記載された事項が提出条件に適合しないもの。

(5) 記載を求められた事項の全部または一部が記載されていないもの。

(6) プレゼンテーションに出席しなかった場合。（ただし、交通機関の事故等やむを得ない

理由で出席できなかつた場合を除く。)

- (7) 契約を締結できない、または締結の意思が認められないもの。
- (8) 見積上限額(税込)を超える見積金額で積算された提案を行なったもの。
- (9) 選定委員、市職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団または暴力団員及びそれらと密接な関係を有することが判明した場合。
- (11) プロポーザル参加表明所の提出期限から契約締結日までの期間において、南城市建設工事に係る指名停止等の措置に関する要綱の規定による指名停止等の措置を受けた場合。

12. その他の留意事項

- (1) 本提案に係る全ての費用は、提案者の負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限定する。
- (3) 提案書等として提出された全ての資料は、受注候補者の選定以外には使用しない。また、返却も行わない。
- (4) 提案書は選定を行うための事務作業に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (5) 提出された提案書等を受理した後の提案者による加筆及び修正は原則認めない。
- (6) 当該提案書作成時において入手した市独自の情報、個人情報等は適正に管理し、情報漏洩及び不正使用がないこと。
- (7) 参加表明が1者の場合は、その提案内容等を選定委員で審査し、本業務を遂行可能と判断した場合にのみ契約交渉権を与える。

13. 事務局および問い合わせ先

本プロポーザルに係る事務局および問い合わせ先は下記の通りとする。

(事務局)

〒901-1495

沖縄県南城市佐敷字新里1870番地 南城市役所庁舎2階

南城市上下水道部 下水道課(担当: 國吉)

電話: 098-917-5349 FAX: 098-917-5434

E-mail: kuniyoshi00435@city.nanjo.okinawa.jp(担当)